

特許出願手続のあらまし

[平成 8年 1月 1日以降の出願に適用]

特許出願[願書・明細書・要約書・(図面)・(出願審査請求書)]

識別番号(出願人自身)の付与/包括委任状

電子化対応[オンライン]...出願受理/出願番号の通知

方式審査

出願公開(公開番号)

出願審査請求書

内容審査(出願審査請求書の提出から平均して1~2年程度)

拒絶理由通知

(60日以内)

意見書・手続補正書

拒絶査定

(30日以内)

審判請求・手続補正書

拒絶審決

(30日以内)

審決取消訴訟

特許査定

(30日以内)

特許料納付

(1~2ヶ月)

特許証交付(特許番号)

[特許権の存続期間は出願日を起算として20年で満了]
[特許料(年金)納付管理]

特許掲載公報

特許異議申立

(掲載日から6ヶ月以内)

異議審理

特許取消通知

(60日以内)

意見書・訂正書

維持決定

取消決定

取消決定不服訴訟

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に、出願と同時に付与される出願受理番号です。以後、特許庁ではこの出願番号によって手続きが処理されます。

出願後の新規事項の追加補正はできません(国内優先出願)

出願後1年6ヶ月経過すると出願内容が公開されます。公開公報の写しは当所で整理が終了次第無料でお送りします。内容と同一のものが他人によって製造販売されている場合には出願公開された旨を警告しておくことで、後日、特許されたときにはその間の補償金を請求することができます。必要があれば、早期の出願公開を請求できます。

出願日から7年以内にしない場合には、特許性有無の内容審査はなされず、自動的に取下げられたものとなります。出願と同時に提出してある場合は不要です。

拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので、当所担当者あてにご連絡下さい。

意見書・手続補正書を提出した場合はその控、費用の請求書をお送りします(補正可能範囲に制限あり)

拒絶査定に不服がある場合は、それが特許庁から発送後30日以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を請求することができます。なお、このとき、出願内容を再度明確(補正)にすることで特許を認めやすくすることができます。

拒絶審決の取消を東京高等裁判所に訴えることができます。

特許料を納付します。特許査定謄本が特許庁より送られてきますと当所から直ちに通知し、成功報酬及び特許料の請求書をお送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に特許料を納付しなければ、優れたアイデアとして認められても出願が却下処分になり権利化されません。当所の指定期限内に早急にお支払い下さい。

特許証をお送りします。特許されると、同一のものが他人によって製造、販売されている場合にはこれの差止め、損害賠償等を請求することができます。

特許権を継続させるための特許料を毎年納付します。

特許された発明を掲載した公報が発行されますと、その公報(原本)をお送りします。

特許後であっても特許の信頼性を高めるために、異議申立があった場合は特許庁自らその適否を判断します。

特許出願中のものに対して、情報提供(刊行物等提出書)は可能です。

他人から特許異議申立があった場合には、その副本が送られてきますが、これに対する答弁は不要です。

特許異議申立の審理中に取消理由通知があり、意見書・訂正書を提出した場合は、その控、費用の請求書をお送りします。

意見書・訂正書の提出によって、特許異議申立に理由がないと判断されると、特許が維持されることになります。

特許異議申立に理由があるとして特許が取り消された場合には、その決定の取消を求めて東京高等裁判所に訴えることができます。